建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＣＣＳモバイルエンジニアリング株式会社　金　　炯培　東京都港区三田３－13－16　国土交通大臣許可（特－28）第24120号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び舗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東芝　綱川　智　東京都港区芝浦１－１－１　国土交通大臣許可（特－24）第2518号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、機械器具設置工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日比谷通商株式会社　野原　孝之　東京都港区三田３－５－27　国土交通大臣許可（般－27）第7860号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＰＨメンテナンス株式会社　大柴　一美　山梨県韮崎市本町１－９－10　国土交通大臣許可（般－28）第26393号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ｔｈｙｓｓｅｎｋｒｕｐｐ　Ｏｔｔｏ　佐藤　昌利　東京都港区赤坂４－15－１　国土交通大臣許可（般・特－28）第15483号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、管工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＢＸゆとりフォーム株式会社　武藤由美夫　東京都豊島区西巣鴨４－14－５　国土交通大臣許可（般－27）第21610号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月８日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　処分をした年月日　平成29年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　Ｆ．ＴＥＣ株式会社　江口　健一　埼玉県さいたま市大宮区吉敷町１－89－１タカラビル４階　国土交通大臣許可（特－28）第26522号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年10月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８１７号

仙台市青葉区中山４丁目22番22－807号、住民票上の住所青森市妙見２丁目22番８号
債務者　赤沼　直樹
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　博明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２５号

福岡市東区名子３丁目20番48号
債務者　北村　誠司
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中原　宏治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部